

地球温暖化対策のための税を活用した低炭素な地域づくりへの支援強化に関する意見書

列島各地で異常気象が続く中、気候変動対策はまさに待ったなしの状況である。

昨年公表された IPCC の第 5 次報告書では、「21 世紀末までの温暖化が、深刻で広範にわたる不可逆的な影響を世界全体にもたらすリスクは非常に高い水準に達するだろう」と警告している。そして、その深刻な影響が回避できる「気温上昇を 2 度未満に抑える」という目標を実現するために、21 世紀末に世界の二酸化炭素の排出をゼロにするか、マイナスにする必要があると指摘している。それには、2050 年には、2010 年比で 40～70%の削減が必要だとしている。しかし、国際エネルギー機関 (IEA) が 6 月にまとめた報告書では、「中国を含め現在明らかになっている各国の目標では、気温上昇は今世紀末に 2.6 度になる」と分析している。

IPCC 第 1 作業部会のトーマス・ストックラー共同議長は、2020 年以降の新枠組みで、これまで各国が掲げている削減目標について「目標を積み上げても産業革命後の気温上昇を 2 度未満に抑えるという国際目標の達成は困難」だとし、「各国の削減目標が自主目標にとどまっているため新枠組み開始後に目標を高めていく仕組みづくりが不可欠だ」と述べている。

一方、政府は、前政権が国連総会で国際公約した「2020 年までに 90 年比で 25%削減」という目標を「ゼロベースで見直す」ことを表明した。そして、条約事務局に提出した意見書では、「一部の国のみが削減義務を負う京都議定書のような枠組みでは、実効的な気候変動対策につながらないため、ほぼすべての国が参加するカンクン合意のようなアプローチが効果的かつ現実的」などと述べ、拘束力のある議定書を批判し、自主的な削減目標と取り組みを主張している。これは、人類的な課題となっている気候変動に対する先進国の歴史的な責任に背を向けており厳しく問われるものである。よって、日本も先進国にふさわしい二酸化炭素削減目標を速やかに策定し、地方自治体が取組みめる具体的施策と財源確保をされるよう以下のとおり要望する。

記

- 1 省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入拡大による先進的な「低炭素な地域づくり」に向けた、地域の意欲的な取り組みに対する国の支援を一層拡充すること。
- 2 「温泉配湯事業」やバイナリー発電等を実施している。我が町の温泉配湯事業は 33 年が経過し全面改修が必要となっており、国の一層の支援を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 29 日

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
環境大臣 望月 義夫 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 西村 敏弘